

## 昇降機等定期報告の対象・検査時期・報告時期表

昇降機（エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機など）

対象（機種・範囲）	提出先 特定行政庁	検査時期・報告時期											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
☆機種：エレベーター、エスカレーター 段差解消機、階段昇降機  ※1 ★検査済証交付が 前々年12月末迄のもの  ◆平成30年度から「小荷物 専用昇降機707タイプ」が 定期報告対象となる。	北海道 函館市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 釧路市 北見市 江別市	☆物件毎に前回報告月（初回の場合は検査済証交付月）から今回の報告時期が決まる。 前回の報告月（初回の場合は検査済証交付月）とその前後2ヶ月ずつの期間（計5ヶ月間）。 但し、12月末を最終とする。（初回報告は検査済証交付月が1～3月のものは4月とする）  <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">報告期限12月末(最終)</div>											
☆機種：エレベーター、エスカレーター 段差解消機、階段昇降機  ★検査済証交付が 前年3月末迄のもの  ◆平成30年度から「小荷物 専用昇降機707タイプ」が 定期報告対象となる。	札幌市           旭川市 帯広市	☆検査は通年、報告は4月～翌年3月。（但し、物件毎に『報告月』が指定されている。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">報告期限『報告月』末</div>											
		☆報告は4月～12月の間、いつでも可能です。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">旭川市：報告期限 12月29日 帯広市：報告期限 12月30日</div>											

### 遊戯施設

対象（範囲）	提出先 特定行政庁	検査時期・報告時期											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
★検査済証交付が 前年3月末迄のもの	北海道 札幌市 旭川市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 釧路市 帯広市 北見市 江別市	☆報告は4月～6月の間、いつでも可能です。  <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">報告期限6月30日</div>											
		☆報告は4月～9月の間、いつでも可能です。  <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">報告期限9月30日</div>											

※1 「検査済証交付」：建築基準法第7条第5項による。

※2 「建築基準法施行細則」では1月から報告可能だが、1～3月は前年末報告物件の処理、新年度の準備に充てており、実際の報告は4月から取り扱いとしている。

●次の10市（10特定行政庁）以外の地域に設置された物件は「北海道」へ提出する。

（札幌市・旭川市・函館市・室蘭市・小樽市・苫小牧市・釧路市・帯広市・北見市・江別市）

●報告書の有効期間……全特定行政庁共 特定行政庁への報告日の3ヶ月以内。（★有効期間を厳守して下さい。）

●報告の回数………全特定行政庁共 年1回。